第十七・六条　審査及び上訴

1　各締約国は、この協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正のため、司法裁判所、準司法的な機関若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、準司法上若しくは行政上の手続を採用し、若しくは維持する。これらの裁判所又は機関は、公平であり、かつ、行政上の実施について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、事案に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2　各締約国は、1に規定する裁判所、機関又は手続において、各当事者が次のことに関する権利を与えられることを確保する。

(a)　当該各当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b)　証拠及び記録された意見又は自国の法令上必要とされる場合には関連する機関若しくは当局が作成する記録に基づく決定が行われること。

3　各締約国は、自国の法令に定める上訴又は更なる審査に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為について、2(b)に規定する決定が1に規定する機関又は当局によって実施され、及び当該機関又は当局の業務を規律することを確保する。

第十七・七条　情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第十七・八条　秘密の取扱い

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国が、この協定の規定に従って他の締約国に対して情報を提供する場合において、当該情報を秘密であると指定するときは、当該他の締約国は、自国の法令に従い、当該情報の秘密性を保持する。

第十七・九条　腐敗行為の防止に関する措置

1　各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために適当な措置をとる。

2　いずれの締約国も、この条の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第十七・十条　生物の多様性に関する条約

各締約国は、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認する。

第十七・十一条　審査制度及び紛争解決

締約国の権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）(注1)による決定(注2)であって外国投資の提案の承認又は許可の可否に関するもの及び承認又は許可に当たり従うべき条件又は要求を強制することは、第十九章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

注1　この条の規定の適用上、「権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）」とは、この協定が効力を生ずる日において、次のものをいう。

(a)　オーストラリアについては、同国の外国投資に関する枠組み（千九百七十五年の外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律（連邦）及びその改正を含む。）の下におけるオーストラリア連邦財務大臣

(b)　カンボジアについては、次の法令及びその改正に基づいて指定されたカンボジア開発評議会

(i)　カンボジア王国の投資に関する法律を公布する勅令（千九百九十四年八月五日（NS勅令千九百九十四年第三号）

(ii)　カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律を公布する勅令（二千三年三月二十四日（NS勅令二千三年三月第九号）

(iii)　カンボジア王国の投資に関する法律の実施に関する政令（千九百九十七年十二月二十九日）（政令告示第八十八号）

(iv)　カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律の実施に関する政令（二千五年九月二十七日）（政令告示第百十一号）

(v)　経済特別区域の設定及び管理に関する政令（二千五年十二月二十九日）（政令告示第百四十八号）

(c)　中国については、中華人民共和国外国投資法（二千十九年三月十五日に採択されたもの）及びその改正を含む関係法令に基づいて政府の承認を必要とする分野への外国投資について承認を与える責任を有する当局

(d)　インドネシアについては、投資に関する法律（二千七年法律第二十五号）その他の関係する法令及び政策（これらの法令及び政策の改正を含む。）に基づいて指定された権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）

(e)　韓国については、外国人投資促進法（二千十九年八月二十日）（法律第一万六千四百七十九号）、外国人投資促進法施行令（二千十八年九月十八日）（大統領令第二万九千百七十二号）、外国人投資に関する規定（二千十八年七月六日）（産業通商資源部通達二千十八年第百三十七号）、外国人投資統合公告（二千十八年二月二十七日）（産業通商資源部二千十八年第百九十一号）及び産業技術の流出防止及び保護に関する法律（二千十九年八月二十日）（法律第一万六千四百七十六号）並びにこれらの法令の改正において掲げる権限のある当局

(f)　ラオスについては、投資の促進に関する法律（二千十六年十一月十七日）（法律第十四号）及びその改正の下における計画投資省並びに企業に関する法律（二千十三年十二月二十六日）（法律第四十六号）及びその改正の下における産業商業省

(g)　マレーシアについては、千九百八十六年の投資促進法（法律第五十三号）、千九百六十七年の所得税法（法律第百四十四号）、千九百七十五年の産業調整法（法律第百五十六号）等及びこれらの法律の改正に基づいて任務を遂行し、及び権限を行使する大臣

(h)　ミャンマーについては、ミャンマー投資法（二千十六年十月十八日）（連邦議会法二千十六年第四十号）及びミャンマー投資規則（二千十七年三月三十日）（ミャンマー連邦共和国政府計画財務省通達二千十七年第三十五号）の下におけるミャンマー投資委員会及び地方又は州の投資委員会並びにミャンマー経済特別区域法（二千十四年一月二十三日（連邦議会法二千十四年第一号）及び産業区域法（二千二十年五月二十六日）（連邦議会法二千二十年第七号）並びにこれらの法律の改正の下における委員会

(i)　ニュージーランドについては、同国の海外投資に関する枠組み（二千五年の海外投資法及び千九百九十六年の漁業法並びにこれらの法律の改正を含む。）に基づいて権限を与えられた意思決定を行う大臣

(j)　タイについては、外国投資が提案され、又は承認される分野又は活動について同国の法令（その改正を含む。）に基づいて責任を有する権限のある当局

(k)　ベトナムについては、投資に関する法律及びその他の関係法令（例えば、有価証券に関する法律、信用機関に関する法律、保険業に関する法律及び石油及びガスに関する法律）これらの法律の改正を含む。）に定める権限のある当局

この協定が効力を生ずる日の後に締約国が権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）を設置する場合には、この条の規定は、当該権限のある当局についても、適用する。

注2　この条の規定の適用上、「権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）による決定」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく決定であって、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）

(b)　フィリピンについては、共和国法第一万千二百三十二号（別名フィリピン改正会社法）の下における証券取引委員会、大統領令第二百九十二号（別名千九百八十七年行政法）（その改正を含む。）の下における国家安全保障会議、大統領令第二百二十六号（別名千九百八十七年包括投資法）（その改正を含む。）の下における投資委員会又は共和国法第七千四十二号（別名千九百九十一年外国投資法）（その改正を含む。）に基づいて特定の分野若しくは活動を規制する管轄権及び権限を与えられたフィリピン政府の関係機関による決定並びにその修正

第十七・十二条　一般的例外

1　第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続及び貿易円滑化）、第五章（衛生植物検疫措置）、第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。(注)

注　締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2　第八章（サービスの貿易）、第九章（自然人の一時的な移動）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。(注)

注　締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

第十七・十三条　安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a)　締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。